

【制度概要】

- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人
- 医療連携推進区域（原則地域医療構想区域内）を定め、区域内の病院等の連携推進の方針（医療連携推進方針）を決定

■ 医療連携推進の事例

① 診療機能の分担・連携

⇒ 急性期・回復期・慢性期等の役割分担と連携

② 患者の転院調整

⇒ 入退院のルール設定や患者情報の共有による円滑な調整

③ 人材交流・人材育成

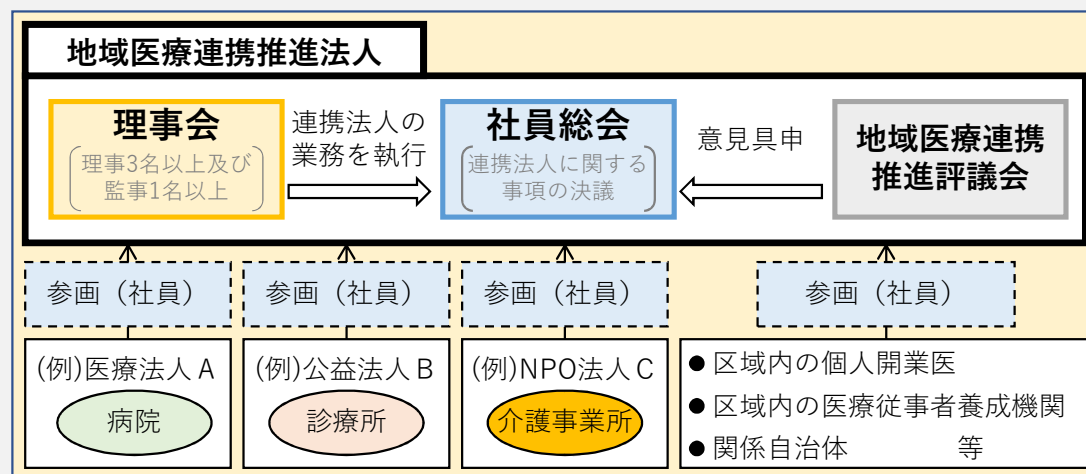
⇒ 医療従事者の派遣や共同研修などによる人材確保

④ 薬品・診療材料等の共同購入

⇒ 一括発注・一括交渉によるコスト抑制

⑤ 医療機器等の共同利用

⇒ CTやMRIなど高額医療機器の投資抑制



地域医療連携推進法人の設立について

【考え方】

① 【病院統合】

円滑な病院統合と統合効果の早期発現

- 令和6年度中に青森県立中央病院・青森市民病院・青森県立つくしが丘病院・青森市立浪岡病院の4病院で連携推進法人を設立

◀病院統合に向けた主な取組▶

- マニュアルや基準等の統一
- 共同研修による人材育成
- 人材の融通(人材交流)
- 計画的な職員採用 等

② 【青森地域】

青森地域保健医療圏における医療提供体制を確保・強化するため、急性期・回復期・慢性期・リハビリ・介護・在宅・看取りの一連の流れを円滑にする必要
 県立中央病院と青森市民病院の機能分化・役割の見直しをした上で、民間医療機関も含めた連携体制確保が必要

- 青森地域保健医療圏の民間医療機関・自治体病院等の参加を順次拡大

◀青森地域における主な取組▶

- 患者の紹介・逆紹介
- 救急医療機関との連携
- 人材交流・人材育成
- その他医療連携 等

【参考】【県全域】

(各圏域への拡大)

【参考：設立までのスケジュール】

	11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
一般社団法人 登記			設立手続き (設立総会※・定款認証・登記)												
連携推進法人 認定							認定手続き (地域医療構想調整会議・医療審議会)								

※会議の開催又は持ち回り決議